

- 5 第3項の船員に係る最低賃金額  
月額 1人歩船員 183,000円  
(月払いとする。)  
この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。
- 6 最低賃金に算入しない賃金
  - (1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当
  - (2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われる作業手当、欠員手当など
  - (3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など
  - (4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金
  - (5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

関係記録

採用候補者名簿の有効期間の満了  
人事院規則8-12(職員の任免)第14条第1項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成26年1月23日をもって満了した。  
平成26年1月24日  
人事院人材局企画課長 赤穂 敏広 記  
平成24年度海上保安学校学生採用試験(航空課程区分)  
平成24年度海上保安大学校学生採用試験  
平成24年度気象大学校学生採用試験  
平成25年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者  
弁理士法施行規則(平成12年通商産業省令第411号)第20条の規定に基づき、平成25年度特定侵害訴訟代理業務試験の合格者を次のとおり公告する。  
平成26年1月24日  
工業所有権審議会会長 野間口 有  
受験地 東京

受験番号	氏名	受験番号	氏名
10002	石塚 勝久	10003	藤木 博
10006	渡部 仁	10010	辻野 彩子

10011	島村 泰介	10015	木下郁一郎
10017	木村 英隆	10019	赤羽 崇
10021	水野 裕宣	10023	荒木 利之
10024	金森 靖宏	10027	今藤 敏和
10033	松田 浩明	10036	渡辺 暁
10037	上利美由紀	10038	瀧本 翔
10041	川本 英二	10045	大島 信之
10046	佐藤 清志	10047	松山 祐子
10052	大熊 考一	10054	大澤 貴之
10057	扇田 尚紀	10058	村松 潤三
10060	大森 桂子	10062	大濱 伸也
10064	中島由布子	10065	日比 敦士
10066	菊池 和仁	10067	藁科えりか
10068	桐山 大	10073	中村 正展
10075	宮下 洋明	10077	水沼 明子
10079	橋本 幸子	10080	宮下 桂輔
10081	逢坂 敦	10082	堀川 大介
10086	岡田 義敬	10088	池田 恭子
10092	松野 知紘	10098	木津 正晴
10099	白形由美子	10100	光永 和宏
10101	関口 亨祐	10102	江川祐一郎
10103	花田 健史	10104	末永 秀隆
10105	小原深美子	10109	高田 北斗
10112	膝館 祥治	10113	中村 優太
10116	大石 明美	10120	安本真珠美
10125	坂口吉之助	10128	赤津 豪
10131	北澤 誠	10136	宮内 英明
10137	小池 克博	10139	齋藤 真悟
10143	扇原 梢伸	10144	金成 浩子
10149	田中 宏明	10150	片桐 真典
10154	高梨 桜子	10156	齊藤 健治
10157	水崎 慎	10160	中畑 稔
10162	鈴木 啓之	10163	稲本 京子
10164	吉田 淳一	10165	武村 直樹
10176	柳町亜友美	10178	鎗田 伸宜
10179	後藤 仁志	10180	田中 洋彦
10184	日高小由里	10189	寺尾 康典
10191	後藤 孝明	10192	保田 元希
10196	塩田 国之		

受験地 大阪

受験番号	氏名	受験番号	氏名
20004	中村 忠則	20005	石井 隆明
20007	藤本 好信	20008	下山 直正
20010	西尾 光彦	20013	西尾 剛輝
20014	古澤 新一	20015	緒林 隆則
20017	勝本 一誠	20019	中川 弘子
20020	寺内伊久郎	20022	南 康之

20023	黒田 智子	20024	畑山 吉孝
20025	岡田 康一	20026	青山 高明
20029	富永 賢二	20036	瀧川 彰人
20038	吉田 真	20042	吉田 美和
20043	中道 佳博	20047	竹岡 明美
20048	赤岡賢一郎	20050	金澤美奈子
20053	梶谷 美道	20058	真柴俊一郎
20061	川崎 茂雄	20063	小田 晃寛
20064	服部 京子	20066	鴨 みどり
20076	菊田 翔平	20077	津田 恵
20083	山田 裕三	20086	辻 孝田
20087	橋本 敬之	20088	福山 東成
20093	瀧川ひとみ	20094	山内 健吾
20095	藤川 順	20096	小谷 祐介
20099	福家 浩之		

以上122名

公 聴 会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号)第五十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事業の要旨を次のように告示する。  
平成二十六年一月十四日

関東経済産業局長 安藤 久生

1 件名 長野都市ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

11 期日 平成二十六年一月十四日 午後一時から

111 場所 長野バスターミナル会館 第3階・第4階(長野県長野市大字御所字岡田百七十八番地11)

四 事業の要旨

1 一般ガス供給約款の変更(総括原価の算出しによる料金改正)

2 詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課(埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1-101号)及び長野都市ガス株式会社(長野県長野市鶴賀十七)において閲覧に供する。

五 その他

1 公聴会出席して意見を述べたいとする者は、前記様式により、住所(郵便番号及び電話番号がある場合は電話番号を付記する)及び氏名(ふりがなを付す)と、職業(団体又は企業に就いては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表し

て意見を陳述する者の氏名(ふりがなを付す)及び(職業)及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書(一人一週に限る)を作成し、封筒の表に「長野都市ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年一月三十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課(郵便番号三三三〇一九七-五 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1-101号)に届達するよう提出する。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べるにできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2 傍聴を希望する者は、郵便住居はがき(住所、氏名及び「長野都市ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記する)を、ただし、一人一週に限る)により、平成二十六年一月三十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課(郵便番号三三三〇一九七-五 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1-101号)に届達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3 公聴会が前記第11号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4 期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会を開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長 殿

(ふりがな)

届出者 氏名

(郵便番号)

住所

(電話番号)

職業

長野都市ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

(意見の概要)

意見の概要記入欄